

令和2年度第10回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年11月10日(火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時37分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩 指 久	出席			
	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	欠席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	11番	井田 厚美		12番	牛田 弘則	
	出席吏員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和				
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地利用最適化推進委員の承認について(資料1:当日配布)
第2号	農地利用最適化推進委員の担当集落の変更について(資料2:当日配布)
第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第5号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第6号	農用地利用集積計画案の決定について
第7号	農用地利用配分計画の意見照会について
第8号	B判定農地における特別委員会の判定結果について(資料別添)
第9号	南部町農地転用に伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの制定について(資料別添)
報告	(1) 公共事業の施行に伴う附帯設備設置に係る一時転用について
その他	(1) 活動記録(4月分~10月分)の提出について(期限:次回12月総会) (2) 使用貸借の合意解約について(資料3) (3) 令和2年度第11回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和2年度第10回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者は16番作野英明委員です。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	－省略－
3. 議事録署名委員及び書記の指名	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、11番井田厚美委員、12番 牛田弘則委員、書記につきましては田邊操枝職員をお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地利用最適化推進委員の承認について	議長	議事に入ります。 『議案第1号農地利用最適化推進委員の承認について』を上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	それでは、本日配付しています資料1をご覧ください。 議案第1号南部町農地利用最適化推進委員、欠員補充候補者名簿でございます。 去る10月28日に開催されました南部町農地利用最適化推進委員候補者選定委員会におきまして、次の者が欠員補充候補者として選定されましたので、承認を求めるものです。それでは氏名等を読み上げさせていただきます。 番号1、地区 賀野地区、候補者 野口孝志、住所 _____、性別 男、年齢 58歳、職業 農業、主な経歴が記載のとおりでございます。審議の経過につきましては、選定委員会より説明をお願いしたいと思います。
	議長	選定委員会委員長でもあります市川職務代理よりご報告をお願い致します。
	市川職務代理	少し長くなりますので座って説明させていただきます。 10月28日、10時30分より、ここの会議室にて選定委員会を開催致しました。恩田会長をはじめ農業委員7名が選定委員と言う事で行いました。8月に引き続き私が選定委員長にとの推薦を受けました。 事務局より賀野地区推進委員欠員補充と言う事で、スケジュール等の説明がございました。応募期間が9月23日から10月16日。応募者1名、個人推薦を受けておられます。辞められた推進委員さんは地域振興協議会からの推薦を受けておられましたが、この度は個人推薦でとのことでしたので、個人の方から推薦がありました。 候補者名簿について説明がございました。資料1で皆さんにお示している内容よりさらに詳しい資料が提出されています。経歴まで書いてありました。推薦者の推薦理由等も明記されていました。 それに続きまして、選定基準について、再度説明されました。 そして、それから候補者の選定に入りました。委員長である私以外の6名で協議した中で、候補者は認定農業者であるが、耕作面積はどのくらいかとの質問がありました。事務局が調べましたところ、野口さんは、南部町に _____㎡、伯耆町に _____㎡耕作されていることを確認しました。今年の7月までは農業委員をされていたので、人柄、仕事ぶり等問題ないのではと言う事で、他に質問等ありませんでした。南部町農地利用最適

		化推進委員欠員補充について野口孝志さんで良いか決を取りましたところ、全員一致で推薦されました。
	議長	皆様方から質疑を受けます。 南部町農地利用最適化推進委員の承認について、野口孝志さん、期間は前任者の残任期間と言う事でご異議ありませんか。
	一同	意義なし、
	議長	異議なしと認め、野口孝志さんに決定いたします。
		(野口孝志委員入室)
	局長	承認をいただきましたので、これから辞令交付式を行います。
	会長	(辞令交付式)
	野口委員	(野口委員挨拶・省略)
議案第 2 号 農地利用最適化推進委員の担当集落の変更について	議長	議案第 2 号『農地利用最適化推進委員の担当集落の変更について』上程致します。提案者から説明を求めます。
	局長	議案第 2 号農地利用最適化推進委員の担当集落の変更についてです。内容については局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	資料 2 に記載しています、農地利用最適化推進委員の集落の変更についてです。 現行では、市山、浅井、高姫、金田、井上の担当推進委員さんが欠員となっていました。この度、野口孝志委員が決定となりましたので、下の変更案の方に変更させていただきたいと思えます。 野口委員の担当集落は、高姫、金田、井上、浅井、御内谷、池野、鶴田、井田委員の担当集落は、市山、縄平、上野、荻名、朝金に変更をしたいというものです。
	議長	農地利用最適化推進委員の担当集落の変更について説明がありました。質疑を受けます。
	一同	(質問、意見等なし。)
	議長	異議なしと認め資料 2 の変更案について、議決承認されました。
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第 3 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【 議案第 3 号朗読及び説明 (議案書 1 頁) 】 番号 1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 373 ㎡ 合計：畑 1 筆 373 ㎡ 譲渡人： 耕作面積； 譲受人： 耕作面積； 売買、所有権移転 (備考) から が売買で取得し利用するための申請である。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 売買価格は、10 アールあたり 円で、全体で 円です。ご審議をよろしくお願い致します。

	議長	議案第3号について質疑を受けます。
	庄倉委員	現況は畑ですが、 さんは取得後何を作られるのですか。
	局長補佐	果樹、特に柿という事です。申請地の道を挟んで さんが農地を所有しておられます。そこで柿を栽培されていますので、柿を栽培したいと聞かれています。
	庄倉委員	現状は何も作られていなくて、これから植えられると言う事ですか。
	局長補佐	現状は畑ですが、何も植えられていない状況です。
	議長	本日現地調査をしましてところ、耕耘がしてあり、これから植えられる状況であることを確認しました。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にありませんか。ご異議ありませんか。
		(質問・意見無し。)
	議長	異議なしと認め、議案第3号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は原案どおり議決承認されました。
議案第4号 農地法第4条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	議案第4号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第4条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	【議案第4号朗読及び説明(議案書2頁)】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 148㎡ 申請人： 合計：畑 1筆 148㎡ 用途：宅地 倉庫 駐車場 この申請地は半径500m以内に 、 等の公共・公益施設があり、かつ隣接の町道には上下水道管が2種類埋設されています。したがって、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は倉庫及び駐車場です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。
	議長	この件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、現地調査報告を市川職務代理からお願いしたいと思います。
	市川 職務代理	本日午前9時より、恩田会長、私、岩指委員、糸田委員、吉次委員、事務局で現地調査を行いました 転用の位置ですが、現地調査資料の3ページを見ていただきますと、 の信号の角から に向けた 線の最初の信号を東側に曲がった 集落の真ん中に位置しています。 利用計画図ですが、5ページを見ていただくと分かると思います。公図と利用計画が上下逆になっています。転用の目的は倉庫と駐車場です。下の方に来客用車とあります。四角い所に小さい 事務所があります。従業員用車が3台止めるようになっていまして、来客があっても車を止める場所がなく、路上に止めなくてはいけない状況で、駐車場の申請が出されました。それと、仕事をされている関係で書類がたくさんあり、保存する場所がなくなったので書庫を建てたいということです。 現地を視察しました。そうしましたら、公図にない水路が出てきました

		<p>ので説明致します。公図と反対になっていますので、計画図の上に水路があります。左側の真ん中に水路がありますが、水路が途中で止まった状況になっています。計画図の右の上側に水路があって、そこで止まっている状況が公図に書いてある水路です。利用計画図では、既設排水路として水路が載っています。この水路がいつ造られたか古い書類を調べましたがはっきりせず、近くに記念碑があり、昭和 27 年から 30 年頃の区画整理で造られたと推測されます。水路のコンクリートも相当古いものです。申請地と地番の境界、との境界を通り、水と書いてある水路に流れ込みます。流れ込む先には水路があり、の裏を經由して大袋まで流れている重要な水路です。水路の事ですので個人管理ではなく、集落として管理してきました。今後も区が管理するとの確認書を区長よりいただいています。</p> <p>以上の結果を踏まえ、転用妥当と判断いたしました。</p>
	議長	このことについて質疑を受けます。
	田邊委員	この 3 年間、地区では違反転用が目につきます。どのような事でこの様な事が起こったのか。その辺のところの説明をお願いします。
	市川 職務代理	この件に関してのことですか。
	議長	今聞かれているのは、さん、さん、さんと無断転用が続けて出てきていますが、どのような理由で、から多く出てくるのかという事を聞かれています。
	市川 職務代理	<p>農地を勝手に水路に転用されたと理解されていると言う事ですか。私も長いこと農業委員を務めていて、起こる度に何故にと思うのが正直なところです。がどのような状況であったのかは全く分かりません。当時は農業委員の仕事がどういう事かも分かっていませんでした。私も驚いています。今後も注意していかなければいけないと思っています。この度の水路に関しましては、誰が責任を持って、きちんとするのか町とも交渉しました。将来的に地籍調査が入って水路として町が管理する前提で認めてもらえないか交渉しました。町はできないということで、仕方なく農業委員としての区長とも交渉しました。</p> <p>過去は過去として正していかなければならないと考えています。</p>
	議長	これからも出てくるとお思いますので、ご協力をお願いします。
		議案第 4 号について質疑はありませんか。
		(質問、異議等なし。)
	議長	異議等なしと認め 議案第 4 号 『農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案 5 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	議案第 5 号 『農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	<p>【 議案第 5 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 68 m² 譲渡人：</p>

	<p>譲受人： 合計：畑 1筆 68㎡ 用途：宅地 住宅敷地（庭） 売買 この申請地は から半径 以内にある農地であるため、農地区分は第3種農地に該当します。 転用目的は住宅敷地の庭です。 事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。 売買価格は10アールあたり 円で、合計面積で計算いたしますと合計 円です。</p>
議長	<p>この件につきましても本日現地調査を行っておりますので、現地調査報告を市川職務代理からお願いしたいと思います。</p>
市川 職務代理	<p>議案第4号で報告しましたメンバーで9時より現地調査を行いました。申請地は現地調査資料の8ページを見ていただくと分かりますように、の旧市街地の中に位置しています。公図を見ていただきますと、該当地が で、その裏の 、 はここが畑でございまして、耕作はしてありませんが、畝があり畑地の形になっていました。その周りには白菜やコスモス、柿の木や梅の木が植えてあり、この一画だけが農地になっている状況です。あとは周り全てが宅地ということでした。 計画図を見ていただくと分かりますように、左側に駐車場、物置、黒い斜線の部分が宅地です。申請地が赤字で表示してあります。それから、左側の黒斜線と駐車場の所は、以前は家が建っていて現在は平地ですが宅地です。少し楕円形の申請地です。 先ほど言いましたように、右側と下側は農地、上側は宅地という狭い土地です。用途は庭を造ると言う事で、家を建てられて庭を造る申請です。家を建てられるには狭い息苦しい所で、庭を造られる気持ちは理解できません。ただ、狭い所で少し入り組んでいる所もあり微妙な形になっているので、現場では、ポールだけではなく、もう少し杭とかピン等を打って、申請地をもっと明確にしたほうが良いのではという意見が出ました。その辺りは事務局で指導すると言う事でした。 色々な観点から考えまして、転用は妥当であると判断しました。</p>
議長	<p>質疑を受けます。</p>
田邊委員	<p>庭に転用されると言う事ですが、ここは私も行って見ました。庭にされますと木が伸びます。雑草も生えます。この先5年、10年の庭の管理をどのようにされるのかについての説明の書類は見当たりません。狭い場所ですので、将来庭を管理されず、木が伸びっぱなしで生い茂ってしまう状況になるのではないかと思います。どのような管理をなさる予定なのか、お聞かせ願えますでしょうか。</p>
議長	<p>今後の被害防除について質問がありました。地元の糸田委員さん、お分かりになりましたらお答え願いたいと思います。</p>
糸田委員	<p>この農地は、 旧市街化で農地区分が第3種農地ということで原則転用許可農地だと思っています。田邊委員からご指摘のありましたとおり、庭としての管理をされないと周りに影響を及ぼすと思います。そもそも、元住んでおられた方は亡くなられて、売り出され更地にされて使われていた宅地と、農地はそのまま残って農地としての活用というわけではなく維持管理をずっとされていたわけです。今回新たに の方が購入したいということで、この方は農家でもありませんし、南部町に家を建てて住みたいということで、農地としての管理は難しいので、今回庭として活</p>

		用したいということで転用申請が出てきました。ご懸念があるとおりで と思いますので、その部分は私もきちんと確認を取っていませんので、 周り民家の方に影響を及ぼさないように、きちんとした管理をしてい ただくようお願いしたいと思っています。確約までは取っていません。
	田邊委員	糸田委員さん、そのような事がないように、きちんと責任持って話して いただきますようお願いいたします。
	議長	南部町では、農業委員さんは署名捺印をするようにしてあります。農業 委員さんには、ただ判を押すだけではなく、きちんと確認をしていただかな ければいけません。我々は責任を持って物事を推移しなければ、農業委員 会としての権威がなくなります。被害防除に関しては、これからも注意を 払っていただきたいと思っていますのでよろしく申し上げます。 他にございませんか。ご異議ありませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、議案 5 号『農地法第 5 条の規定による、許可申請 に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 6 号 農用地利用集積計画案の決 定について	議長	議案第 6 号 『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致しま す。提案者より説明をお願いします。
	岡田局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のと おり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に より議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定 める事項は別添の明細書の通りでございます。 内容については局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 4～8 頁)】 整理番号 122 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者： 1 名 設定をする土地： 3 筆 計 3,156 ㎡ 農地中間管理権を取得する場合 整理番号 336 番 設定を受ける者： 1 名 設定をする者： 1 名 設定をする土地： 筆 計 1,691 ㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て 満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。
	議長	このことについて質疑を受けたいと思います。
	田邊委員	さんと さんは、どのようなご関係ですか。 さんは、昔はこ ちらに住んでおられた方ですか。
	局長補佐	特に関係はないと聞いています。
	田邊委員	他人同士と言う事は、 さんは南部町出身でこちらに農地を持って おられたのですか。
	議長	私から答えます。 の方に住んでおられましたが、高齢になられ子供さ んの方に行かれ、土地だけが残っている状況です。息子さんからは、残っ た農地をどうしたらよいかとの相談もあり苦慮されていました。 さ

		んは以前に農業委員もされていましたので、荒廃しないように借りて耕作をされている状況です。これから、このような状況が多く出てくると思います。
	糸田委員	確認ですが、これは再設定で以前から契約されていて、終期が来たから再申請をされたと言う事によろしいですか。
	議長	そうです。
	議長	他にご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	異議なしと認め、議案第6号『農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されました。
		(休憩 14:18～14:30)
議案第7号		(本田課長補佐入室)
農用地利用配分計画の意見照会について	議長	議案第7号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	本田課長補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書9～10頁)】。
	議長	提案者から説明がございました。議案第7号について質疑を受けます。私のほうから1点お聞きします。事前審査でもお聞きしましたが、議事録がある中でお答えを願いたいと思います。 さんは、以前は担い手育成機構にもおられました。今は を飼っておられるようで、たびたび飼料作物が出てきます。それだけ消費するの頭数がいて、本当にこれだけの農地が要るのかと感じていますので、その辺のところのお答えをお願いします。
	本田課長補佐	7月の配分のときにもご説明をさせていただきましたが、現在概ね頭の を飼っておられるとご本人からお聞きしています。大体1頭あたり10アール程度の面積が欲しいとおっしゃられていまして、今回で、頭分の面積、2ヘクタールをカバーができるということです。今回の配分を受けたら、これ以上の面積の拡大は少し止めるとご本人からはお聞きをしているところです。
	議長	頭くらいで、しばらくは止めると言う事ですか。
	本田課長補佐	ご本人からは、大体の計画の頭数と1頭あたりに必要な面積が合致をしてきたということで、一旦ここで、これ以上の拡大については少し控えたいという話は聞いています。
	議長	ありがとうございました。皆さん方から何かありませんか。
	亀尾委員	この 頭というのは、親なのか繁殖用なのか分かりますか。
	本田課長補佐	少し古い情報になって申し訳ありませんが、7月に配分をお願いした際に聞き取りをしています。その時点では 頭で、雄は 頭と雌が 頭と言う事でした。それを、雌を 頭程度に増やす計画をされているとお聞きしていました。現時点で雄と雌の数や、子供の数までの聞き取りはしていません。改めて聞き取りをして、ご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します
	亀尾委員	分かりました。

	議長	販路はあるのですか。
	本田 課長補佐	食肉用だとは聞いてはいますが、具体的にどこに、どのような形で出荷されるのかまでは聞き取りをしていません。先ほどのご質問と合わせまして、経営状況といえますか、農地の借入れ状況を確認する中で、聞き取りをしていきたいと思えます。
	議長	6次産業を考慮されるのか聞いてみたいです。そうであるならば農業委員会としても協力したい。屠場法の問題もありますし、難しいと思えますが、聞いておいてください。 地元の委員さんは、今の状況はわかりますか
	遠藤委員	どこで販売されているかまではわかりません。
	議長	聞かれて、わかりましたら報告をお願いします。
	本田 課長補佐	わかりました。
	議長	他にありませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので議案第7号『農用地利用配分計画の意見照会について』は承認されました。
議案第8号 B判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第8号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』上程いたします。提案から説明を求めます。
	局長補佐	別添資料としてお配りしています資料をご覧ください。10月28日に実施しました特別委員会による現地調査資料となります。調査した場所は、地区と地区です。1番から18番が地区、19番から26番が地区です。詳しくは各担当委員さんから説明をお願いします。
	議長	最初に井上委員から説明をお願いします。
	井上委員	現地調査報告をします。10月28日、午前9時から、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、庄倉委員、井田委員、頼田委員、事務局より岡田局長、潮局長補佐、田邊事務員、私で現地調査を行いました。 調査資料の地図の方を見ていただきまして、です。場所は学校の裏側をずっと山の方に入った所になります。地図の左側からいきますと、耕作地、それからずっと奥に上がりまして、1番から奥、少し離れた山の上の方にも農地があるということです。場所的には完全に原野化もしくは山林で木が生えている状態がほとんどで、完全に農地ではなくなっている状況です。 続きまして、次はという所です。場所は、の集落を過ぎた所から右に入った所です。16番の周りには、木やセイタカアワダチソウなどがかなり大きくなっています。15番、14番は、それにプラスして木が生え山林近い状態になっています。農地から外しても良いと思えます。 ですけれども、18番はのに向かって右側で、ここも山林の下で大きな木も生えていて農地として判定は出来ないと思えます。それから17番は、から少し西の方に向かって少し入った所です。住宅地があつて、その奥側になりますが、平地があつて、その上に山があります。ほとんど竹林になっていて、竹がかなり大きくなっている状態です。こちらでもB判定になると判断をいたしました。以上です。
	議長	質疑は一括で受けたいと思えます、地区につきまして、頼田委員さんより報告をお願いします。

	頼田委員	井上委員さんから報告がありました続きになります。 地図の右側は 集落になります。左の山に登って行った場所で、航空写真でも分かるように、木が生え、山林化しており、B判定と確認いたしました。以上です。
	議長	このB判定調査につきまして、一括質疑を受けたいと思います
	庄倉委員	私も調査に行きましたが、 の ですが、 が農地を持っているということで間違いなかったのでしょうか。
	局長補佐	所有につきましては法務局で全部事項証明を取りまして、確かにさんの名義になっていることを確認しています。
	庄倉委員	今は確かに木が生えたりして農地とは到底思えない場所でしたが、それまでは農地として が管理をしていたと言う事で間違いはないですか。
	議長	昔のことなので分かりませんが、 が農地を持てるわけがありません。以前、町が を降りた所に農地を持っていて苦慮した事がありました。 についても農地は持てませんから、恐らく耕作はされていなかったと思います。錯誤が何かで田んぼとなったのではないかと思います、庄倉委員さんも現地を見られていますが、水を引くところもありません。そのような状況の中で米が作られていたかいさかさか疑いがあります。錯誤ではないかと推測されます。
	庄倉委員	どうしようもないと思いますが、農地から外すわけですが、 所有で間違いはないと言う事ですね。分かりました。
	議長	農業委員さんは大変ですが、このような事を是正しながらすすめていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。 他にございませんか。ご異議ありませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	異議なしと認め、原案どおり承認されました。
議案第9号 南部町農地転用に伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの制定について(資料別添)	議長	議案第9号『南部町農地転用に伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの制定について』 上程します。提案者の説明を求めます。
	局長	議案第9号南部町農地転用伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの制定について。 別紙の南部町農地転用伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインを制定することについて、承認を求めますのでございます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	別紙をご覧ください。 まずこのガイドラインの目的です。このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備を設置する場合において、転用事業者から、隣接農地所有者、耕作者、隣接地居住者及び設置場所自治会に事業内容等の説明を確実に行わせることにより周辺地域と調和のとれた事業とするということで、目的としています。下に詳しく1番から5番まで書いてあります。 1番、事業は、通常の営農活動により、発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。 2番、隣接農地所有者等に対して、事業内容やフェンスの設置、雨水処理、除草作業などの方法や光の反射、騒音など周辺の環境に影響はないという説明をすること。 3番、事業終了後は発電設備等の撤去をすること。 4番、農地転用許可申請にあたり、誓約書と同意書を添付すること。

	<p>5番、必要に応じて農業委員会が求める書類を提出すること。 以上、提案しています。</p> <p>次に様式第1号です。転用事業者が、先ほど私が述べた内容を誓約する書類となっています。</p> <p>様式第2号です。隣接農地所有者等が転用事業者に対して説明を受けたことに対し異議のないという同意書となっています。</p> <p>そもそも、このようなガイドラインを制定することを提案させていただき経緯を説明します。4月以降、太陽光発電設備への転用案件の相談が急増しています。必要な書類を色々検討してきましたが、転用事業者さんと、農地所有者さん、農業委員会もですが、信頼関係を築く上で、必要な制約書の同意書が必要だというふうに判断いたしまして、このガイドラインを制定するものです。</p> <p>あと、必要な書類につきましては、今まで色々口頭でお願いしているものが多く、申請から事前審査、総会に至るところで、申請者さん、事業者さんに納得していただくのに時間を非常に要していました。このガイドラインでもって必要な書類を明確化することで、スムーズな申請処理が出来たらと考えています。参考に、太陽光発電設備への転用に必要な書類の一覧についても添付していますのでご確認ください。</p> <p>内容は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>提案者から、新しい太陽光設備の設置に関するガイドラインについて説明がありました。南部町独自でやっていこうという形です。</p> <p>何か皆さんからご質問がありましたらお聞きしたいと思います。</p>
庄倉委員	<p>4月以降に 地区で太陽光発電の申請が何件も出てきています。色々問題がありますので重要なことだとは思いますが、私が心配するのは、農業委員会に出された が貼られたところを見ると、 が設置されている。それは、どこが許可されますか。申請時の図面と見比べて絶対に違います。農業委員会に出された図面を見ながら だとか、 の影響がないか確認するわけで、それ以降に設置の具合が変わるのは、他に申請をされて変更されるのですか。</p>
議長	<p>基本的には経済産業省と農業委員会と併せ許可という形で、どちらかが否決されたら辞めなくてはなりません。1番には経済産業者のほうから許可を取っていただいて、次は農業委員会から取るという形です。計画変更があれば計画変更書というものを経済産業省、農業委員会にも出されないと許認可になりません。変更が出たとなりますと、農業委員会にかけなくてはなりません。農業委員会の事務局に申出をいただいて、農業委員会は県農業会議に審議を求めるという形です。その次は経営支援課に、許認可したのに、どういうことか異議申立てをするという形になっております。そのような事があれば、写真等を添付して事務局に対応の相談をしてください。このようなケースが で起こり訴訟の対象になっているようです。太陽が出る向きは夏と冬では違うというのは常識ですが、夏の反射は非常に強いので、家の2階にまともにあたるという訴訟が出ているようです。</p>
庄倉委員	<p>業者は経済産業省に許可を貰ってから、農地であれば農業委員会に来て我々が確認します。この書類は非常に大事なことだと思います。きちんとしたものを提出してもらわないといけないということはよくよく分かります。その後の事で、最近の事ですが、 の上を現地調査した時に、</p>

	<p>業者の人に私は と話をして、それでもいいですっていうふうに話をしたと記憶しているのですが、実際は全部 に が建っています。図面では道の方に向けた設置方法ですけれど、全部 になっている。そうすると、最初の家に のではないかと思いません。計算をしてみないとわかりませんが、全然違ってきています。その様な場合に、申請書類と違った場合にはどうするかといったことも、何かあればいいと思います。</p>
局長補佐	<p>太陽光発電の転用等々含めて、基本的には環境政策という担当課が町民生活課と言う事になっています。今回の事を制定するにあたり各関係課に情報提供をさせてもらったところ、太陽光発電については、今後条例を整備していくと聞いています。今はそれが無い状況です。</p> <p>その他に、3,000㎡以上の土地、農地も含めてですけれども、3,000㎡以上の例えば太陽光発電などをされる場合は、開発許可の担当課が企画政策課となっています。こちらの方で南部町開発事業指導要綱というものが有ります。南部町環境基本条例という両方のものが有ります。指導要綱によりますと、“南部町環境基本条例に基づき、開発事業に関し総合的な指導を行うことにより、土地の無秩序な開発等を防止し、町のすぐれた自然環境を保全するとともに、安全で快適な環境の確保を図りながら、町民福祉の増進に寄与すること”という目的となっています。南部町環境基本条例では、町は環境基本計画を定めることになっておりまして、その計画を定めるにあたってあらかじめ南部町環境審議会の意見を聞かなければならないというふうになっています。</p> <p>この開発区域の面積は3,000㎡以上が対象となっていますので、3,000㎡以上になれば、企画政策課の開発許可が必要になってきますし、先ほども言いましたように、環境政策の担当課町民生活課で、今後、そのような太陽光発電について条例を整備していくと聞いておりますので、情報提供させていただきたいと思っております。</p>
庄倉委員	<p>指導はしていただきたいと思っております。この制定は重要なことだと思っておりますが、違反した時の場合の事も書き添えて欲しいと思っております。</p>
議長	<p>違反されても拘束力はありません。拘束力を持つものは作れません。お願いをするという形です。拘束力を持つのは警察署などだけです。我々の行政機関としてはお願いという形になります。それが聞いてもらえなかったら、農業会議が持っている弁護士に相談しますと、その方々に意見具申されます。受け入れられなかったら弁護士が訴訟をするという形です。拘束力を持たせるというようなものは出来ないことご理解願いたいと思っております。</p>
庄倉委員	<p>近隣の市町村からの情報はありますか。</p>
局長補佐	<p>この度、このガイドラインを作るにあたり、鳥取県下で似たようなものを作っておられないか調べましたところ、 、 が同様のガイドラインを作っておられましたので一応参考にさせていただいております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>(質問、意見等無し。)</p>
議長	<p>無いようですので、議案 9 号南部町の農地転用を伴う太陽光発電設備に関するガイドラインの設定について』は原案どおり議決承認されました。 いつから施行ですか。</p>
局長補佐	<p>本日からです。</p>

	市川職務代理	(案) を取って 11 月 10 日の日付を入れると言う事ですか。
	局長補佐	そうです。
5. 報告 (1) 公共事業の施行に伴う附帯設備設置に係る一時転用について	議長	報告事項に入ります。『(1) 公共事業の施行に伴う附帯設備設置に係る一時転用について』提案者からの説明を求めます。
	局長	議案書の 11 ページをご覧ください。 公共事業の施行に伴う附帯設備設置に係る一時転用について。公共事業の施行に伴う附帯施設設置にかかる一時転用について、以下のとおり報告するものでございます。内容につきましては、局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【公共事業の施行に伴う附帯設備設置に係る一時転用についての内容を朗読（議案書 11 頁）】 工期は、令和 2 年 11 月 16 日から令和 3 年 2 月 15 日までの 3 ヶ月間と聞いています。
	議長	このことについて質疑を受けます。
	庄倉委員	賃貸借になっていますが、分かれば金額を教えてください。
	局長補佐	賃貸借の金額ですが、米子県土整備局に聞き取りをしましたら、業者と個人同士の契約なので個人情報になるので答えられないと言う事でした。
	議長	その他、活動記録について提案者から説明を求めます。
6. その他 活動記録の提出について	局長補佐	活動記録の提出についてお願いします。 最適化交付金の関係で、活動、成果実績において、年度末に一括で計算して皆さんにお支払いしますけれども、その基礎となる資料はこの活動記録です。一旦、来年度の予算や、実績見込みをこの時期に出さないといけないので、申し訳ありませんが 4 月 1 日から 10 月 31 日までの活動記録を、次回の 12 月の総会までに提出いただきますよう、よろしくお願い致します。皆さんから出していただいています、少し抜けている部分もありますので、こちらからも声掛けをさせていただこうかと思っています。
	議長	これは国からの補助金です。記録簿の提出をしっかりとお願いします。
	市川職務代理	以前に利用集積の場合も検討しようという話があったと思いますが。
	議長	それは、農業委員さんに申請書を持って行っていただいて、双方の意向を聞かれて利用集積に繋ぐという話がありました。このことは対象になっていませんか。
	市川職務代理	委員が、相手方のところに伺い、期限が切れます、今後どうされますかなどの中継ぎをする。借りる意向があれば、早く交渉されるように促したり、相談があれば受ける。今までは農業委員、推進委員が関わっていなかったことを今後はすると言う計画ではなかったですか。
	議長	そのような計画をしていました。そのため、黒木さんは、東西町にはほとんど農地がないので境を担当地域に加えました。今までされていなかったら今から進めてください。
	局長補佐	再設定も改めて契約されることにより集積化となると思いますので、今回の交付金対象になると思います。
	議長	農業委員にはその情報が分かりませんので、事務局から出してもらわ

		なくてははいけません。
	局長補佐	前任者とも打ち合わせをして、そのように進めたいと思います。
	議長	前担当者よりも がしているので聞いてみてください。 このような形で進めていただきますようお願いいたします
(2) 使用貸借の合意解約について	議長	(2) 使用貸借の合意解約について説明を願います
	局長補佐	資料3をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知ということで、賃貸借と使用貸借の合意解約を両方まとめて総会で報告をしていましたが、次回以降分けて報告をさせていただきたいと思います。 理由としましては、農地法施行規則第68条の規定によりますと、賃貸借についての合意解約を行う場合には、この農地法第18条第6項の規定による通知というものを出さすと言う事になっています。しかし、使用貸借については第68条の規定にはありませんので通知は不要ということがこの度分かりました。今後は使用貸借の合意解約がありましたら合意書のみを提出していただくという扱いに変更させていただきます。賃貸借の合意解約については、農地法第18条第6項の規定による通知と言う事で報告しますが、使用貸借の合意解約については、使用貸借の合意解約についてという文言で、別に報告をさせていただくこととなります。 ちなみに使用貸借の合意解約について、この総会場で報告する理由については、農地法第52条の2の規定により、農地台帳の内容を公表するとなっています。使用貸借の合意解約についても、農地台帳の内容の一部ですので、一応これも総会で報告させていただきたいと思います。今後は、このように取扱いをさせていただきますのでよろしく願いいたします。
	議長	このことについて、何かございませんか。
	糸田委員	通知書に担当署名委員の欄があります。解約されたら、双方から農業委員会に通知をされて、それで担当農業委員は内容を確認して署名捺印をすれば、農業委員会で受け付けたと言う事で総会上げる流れで良いですか。
	局長補佐	はい。農業委員会に解約の申し出を出されましたら、担当委員さんに署名捺印をしていただいて総会上げる流れです
	糸田委員	ここで署名捺印する担当委員は地区の担当農業委員さんですか。賃貸借やあっせん等で地区外の相談も受けることがありますか。
	議長	農地の事は、全て属地主義と言う考えでお願いします。
7. 令和2年度第10回農業委員会総会の日程について	議長	令和2年度第11回南部町農業委員会総会は、令和2年12月10日(木)に開催します。
8. 閉会	議長	これにて令和2年度第10回南部町農業委員会総会を閉会します。